

1 区民会議

- (1) 概要
暮らしやすい地域社会をめざして区民が参加と協働により地域社会の課題を解決を図るために調査審議をする附属機関である。
- (2) 成り立ち
自治基本条例（第22条）及び区民会議条例に基づき、平成18年度から第1期区民会議がスタートした。
- (3) 仕組み
委員が地域の状況や課題などを持ちより、課題を把握し、テーマ選定を行う。選定されたテーマについて、解決の方向や、取組の担い手などの課題解決策について多用な視点から検討を行い、調査審議された結果について、区長に提言を行う。
区長は、提言を尊重し区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努める。
- (4) 委員構成
各区20名までとして、団体推薦を中心に構成される。
○団体推薦による委員・・・町内会連合会、社会福祉協議会など
○公募委員
○区長推薦
※推薦団体や、公募、区長推薦による委員数は区により異なる。
- (5) 主な取組（例）
○防災・・・防災マップの作成、防災手帳の作成、海拔表示版の設置
○子育て・・・ふれあいカフェの開催、健康づくりのためのダンス
○環境・・・親子へのごみの分別ゲーム実施、緑の保全活動の推進
○その他・・・「体験型」交通安全教室の実施、多摩区イベントカレンダーの発行

2 まちづくり推進組織

- (1) 概要
「区づくり白書」の理念に基づき、区民の合意形成を図りながら行政とのパートナーシップのもと、魅力あるまちづくりをめざす組織である。
（幸区は平成25年度末に、麻生区は平成23年度末に廃止）
- (2) 成り立ち
各区の「区民懇話会」を発展的に解消し、平成12年度までに各区に要綱等により設置された。
- (3) 仕組み
課題解決の実践を行う組織として活動をしているが、市民活動支援指針が策定された平成14年頃あるいは、区民会議開始の平成18年頃を契機として、中間支援機能を担う組織を意識して活動する傾向があり、プロジェクト型と中間支援型の両者の側面がある。
※区により状況は大きく異なる。
- (4) 委員構成
各区により委員数は異なり、公募委員を中心に構成される。
○公募委員
○団体推薦による委員・・・町内会連合会、社会福祉協議会など
※推薦団体や、公募、区長推薦による委員数は区により異なる。
- (5) 主な取組（例）
○プロジェクト・・・交通防犯パトロール、フォトコンテスト、落書き消し
○中間支援機能・・・市民活動等に興味のある区民に学びと交流の場を提供、活動資金の支援、市民活動支援ルームの運営

3 地域包括ケアシステム

<地域包括ケアをめぐる背景>
現在、本市の生産年齢人口は増加傾向にあるものの2040年には高齢者人口は約45万人、総人口の30.4%となると予想されている。
このような急激な高齢化は、医療・介護などの「ケアを必要とする人」の増加だけでなく、慢性疾患や複数の疾病を抱えながら生活を送る高齢の患者数の増加を意味しており、地域全体で必要とされるケアの「質」にも大きな変化を及ぼすと考えられる。
そのため、医療においては、「病院完結型の治す医療」から「地域完結型の治し、支える医療」へのシフトが求められるとともに、看護、介護、福祉・生活支援などを含めたケアが地域において一体的に提供されることが求められ、そのための仕組みとして「地域包括ケアシステム」が提唱された。

地域包括ケアシステムは、「誰もが安心して暮らし続けることができる地域を実現」していくこと

↓
「安心した暮らし」を送るための要素としては、衣食住のほか、保健・医療・福祉サービスをはじめ、いきがい（趣味・娯楽・社会貢献等）や、地域の中での交流（あいさつ・支え合い等）、防犯・防災などが重要である。

↓
地域包括ケアシステムとは「個人の生活」を守る取組であり、個人が安心して生活できる地域を創っていくための「地域づくり」である。

(再掲) <地域包括ケアシステムと区民会議との関係性について（検討事項）>

